◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第２０６号(H25. 7. 19)◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝８件（７月１２日～７月１８日分）
（１）乗合バスの車内事故１
（２）乗合バスの車内事故２
（３）乗合バスが歩行者を巻き込んだ事故
（４）貸切バスが車いすと接触した事故
（５）タクシーが自転車を撥ねた事故
（６）トラックの多重衝突事故
（７）トラックがオートバイと衝突した事故
（８）トラックが軽乗用車に追突した事故
２．事業用自動車の運転者の健康状態の確認等安全管理の徹底について
３．「自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会報告書」（平成２４年度）の公表について
４．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
５．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります！
６．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
７．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！
８．エアブレーキを装備したトラックではブレーキのバタ踏みは危険です！

◇◇◇

７月１６日（火）午後３時２０分頃、静岡県において、同県に営業所を置く乗合バスがバス停で３名を乗車扱い後、乗降扉を閉めたところ、乗降扉が当該バス停で乗車した乗客１名（女性、４１歳）の体と当たり、このはずみで当該乗客が車内へ転倒した。
この事故により、当該乗客が右足首骨折の重傷を負った。
事故当時、当該乗客が車内中央にある乗降扉から乗車した際、運転者が当該乗客に気が付かず乗降扉を閉めたところ、乗降扉が当たった模様。

（３）乗合バスが歩行者を巻き込んだ事故
７月１８日（木）午前１１時５分頃、北海道において、道内に営業所を置く乗合バスが回送運行中、交差点を左折する際に歩行者を巻き込んだ。
この事故により、当該歩行者が死亡した。
事故当時、当該乗合バスは、交差点で一時停止し、当該歩行者が横断歩道を当該乗合バスから見て、右から左に渡りきったため、当該乗合バスを発進させたが、何らかの理由で当該歩行者が車道側に倒れ込み、後輪左のダブルタイヤで巻き込んだ模様。

（４）貸切バスが車いすと接触した事故
７月１７日（水）午後０時頃、静岡県において、同県に営業所を置く貸切バスが空車で走行中、車いすと接触した。
この事故により、当該車いすが転倒し、当該車いす利用者が頭を強く打ち死亡した。
事故当時、当該貸切バスは赤信号で停止し、信号が青に変わり当該交差点を左折するため発車したところ、当該貸切バスから見て、右側にいた当該車いすと接触した模様。

（５）タクシーが自転車を撥ねた事故
７月１１日（木）午前１０時５５分頃、東京都において、都内に営業所を置くタクシーが乗客２名を乗せて運行中、自転車を撥ねた。
この事故により、当該自転車乗りが死亡、当該タクシーの運転者及び乗客に怪我はなかった。
事故当時、当該自転車が横断歩道の手前１０メートルほど離れた道路を当該タクシーから見て左から右に横断していた模様。

（６）トラックの多重衝突事故
７月１１日（木）午後１１時３０分頃、山梨県の高速道路において、トラック①が走行中、道路脇のガードレールに衝突し車線をふさいだ状態でとまり、そこに後続のトラック②、トラック③の２台が相次いで衝突した。
この事故により、トラック②の運転者が死亡した。
事故現場は、登坂車線も含めて片側３車線の緩やかな右カーブで、事故当時、

トラック①は登坂車線を走行中、何らかの原因でガードレールに衝突した模様。

（７）トラックがオートバイと衝突した事故
７月１６日（火）午前０時頃、三重県において、北海道に営業所を置くトラックがオートバイと衝突した。
この事故により、当該オートバイの運転者及び乗員の２名が死亡、当該トラックの運転者に怪我はなかった。
事故当時、当該オートバイは当該トラックの下敷きとなり、２００ｍ引きずられ炎上した模様。

（８）トラックが軽乗用車に追突した事故
７月１７日（水）午前３時５５分頃、滋賀県の高速道路において、大阪府に営業所を置くトラックが走行中、軽乗用車に追突し、その弾みで当該軽乗用車が前を走行していた乗用車に追突し、当該トラックと当該軽乗用車が炎上した。
この事故により、当該軽乗用車の乗員２名が死亡、当該乗用車の運転者が顔の骨を折る重傷、当該トラックの運転者が軽傷を負った。
事故現場は、片側２車線の見通しのよい直線道路で、事故原因については、調査中。

◇◇◇

態で病院に搬送、交替運転者及び乗客１名が軽傷を負う事故が発生しており、運転者が何らかの原因により心肺停止状態となったことでバスが制御できなくなったと考えられています。

さらに、原因等について調査中ですが、同日、栃木県那須塩原市の東北自動車道において、高速ツアーバスが前方を走行していた車載トレーラに追突し、運転者１名が死亡、交替運転者１名及び乗客１４名が負傷する事故が発生しています。

これらの事故の詳細は調査中ではあるものの、現在、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を推進していることも踏まえ、特に下記の事項について改めて徹底を図るよう貴傘下会員に対して周知方よろしくお願い致します。

記

１．点呼の際、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態の確認を徹底するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図ること。

また、運転者が乗務中に体調に異変を感じた場合には、速やかに運行管理者へ連絡して指示を仰ぐべきことを徹底するとともにそのための連絡体制を確立しておくこと。

２．労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）に基づく健康診断を受診させ、また、当該健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合には、医師の診察を受けさせるなど運転者に対して適切な指導を行うこと。

３．平成２２年７月に国土交通省が策定した「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」等を活用し、日頃から運転者の健康状態の把握に努めるとともに、運転者に対し、疾病が交通事故の要因となるおそれがあることについて、事例を説明すること等により理解させ、また、健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理を行うことの重要性を理解させること。

４．平成１９年６月に国土交通省が策定した「『睡眠時無呼吸症候群』に注意しましょう！」等を活用し、睡眠時無呼吸症候群（ＳＡＳ）の早期発見・治療の重要性について理解を深めるとともに、スクリーニング検査の受診及び適切な治療の促進を図ること。

５．その他、関係法令を遵守するなど、安全管理の徹底を図ること。

◇◇

【３．「自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会報告書」（平成２４年度）の

公表について】

国土交通省自動車局に設置された「自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会」（座長：酒井　一博　公益財団法人労働科学研究所所長）では、事業用自動車の事故の要因について、運行管理その他の観点から、調査・分析を行うとともにその結果を踏まえた再発防止対策の検討を行っており、毎年度その結果を報告書として取りまとめ公表しています。

平成２４年度においては、交通事故の傾向分析、特定テーマ「過労運転による事故を防止するための対策」（中間整理）及び平成２４年に発生した事業用自動車による社会的影響の大きい重大事故の要因分析を実施し、これを報告書として取りまとめました。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03analysis/examination.html

◇◇◇

当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生じるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。

公布：平成２５年３月２９日
施行：平成２５年５月１日

【６．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について】

平成２４年４月２９日に発生した関越道高速ツアーバス事故を受けて、国土交通省自動車局では、以下の各検討会を設置し、学識経験者等のご意見を踏まえながら対策の検討を進めて参りました。

今般、各検討会の検討結果を踏まえ、今後２年間にわたり、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を実施することとし、平成２５年４月２日に公表しましたのでお知らせ致します。

（各検討会）
・「バス事業のあり方検討会」
・「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」
・「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」
・「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」

→ http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002069.html

【７．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！】

これまで国土交通省で作成した､「乗合バスの車内事故防止マニュアル」や「トラック追突事故防止マニュアル」など、安全教育・事故防止のためのマニュアルを１つのページに集約しました。

今まで保存箇所がバラバラでしたので、ご存じないマニュアルもあるかと思います。

今回、１つのページに各マニュアルの概要とともに分かり易く掲載しましたので、今後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思います！

→ http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html

〔掲載マニュアル一覧〕
・H24年4月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
・H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル
・H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル

・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダ活用手順書
・H21年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル

◇◇◇

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）
・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０
（平日9:30～12:00　13:00～17:30）
・自動音声受付　　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆